

野田市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により
収入金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託する。

令和3年4月21日

野田市長 鈴木 有

1 収入事務委託者及び委託期間

(1) 野田市宮崎210番地の5

野田業務サービス

（野田市郷土博物館 野田市市民会館）学芸員 後藤 智輝

令和3年4月21日から令和4年3月31日まで

2 収入金の種類

野田市郷土博物館刊行物等に係る売払金

野田市市民会館公衆電話の使用料金